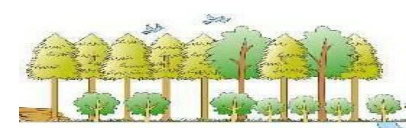
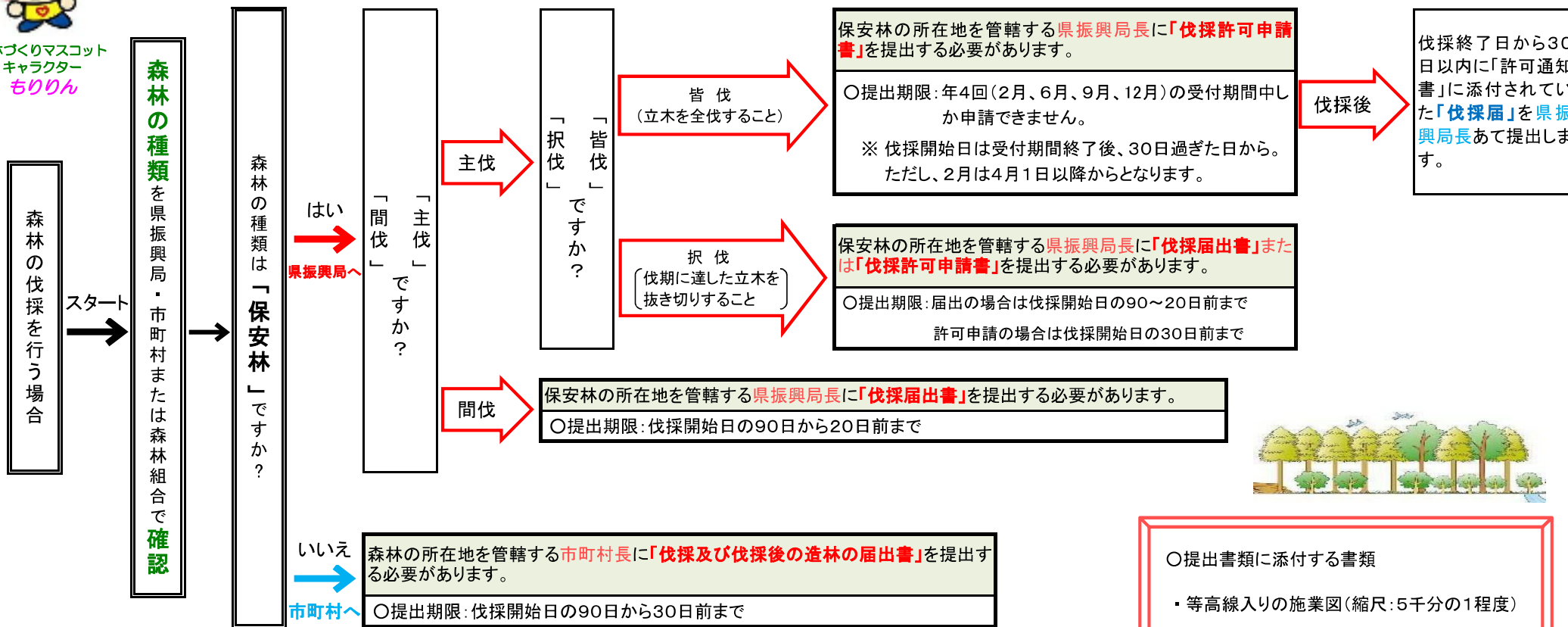


# 森林の伐採は事前に許可や届出が必要です。



森林づくりマスコット  
キャラクター  
もりりん

森林の種類によって手続きが違います。  
伐採する前にまず県振興局・市町村または森林組合で確認してください。



※ 問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

保安林の開発や作業道開設等を行う場合、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。  
普通林(保安林以外の森林)を1ha以上開発する場合も、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。  
詳しいことは、県振興局にお問い合わせください。